

2025年  
第5回定期監査結果報告書

町田市監査委員



地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出する。

2026年3月30日

町田市監査委員 小泉 めぐみ  
同 古川 健太郎



## 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査  
なお、本監査は町田市監査基準に準拠して実施した。

## 2 監査の範囲

地域福祉部の財務に関する事務その他の事務

### (1) 対象年度

2025年度（必要に応じて2024年度以前を含む。）

### (2) 対象事務

収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理事務について、リスクの程度に応じ次表のとおり抽出した。

### ○地域福祉部

#### 福祉総務課

	契約件名又は歳出科目
支出事務	「私にもできる 心のバリアフリーハンドブック みんなが暮らしやすいまちをつくろう」印刷
	町田地域における地域福祉コーディネーター業務委託

	契約件名
契約事務	「私にもできる 心のバリアフリーハンドブック みんなが暮らしやすいまちをつくろう」印刷
	町田地域における地域福祉コーディネーター業務委託

#### 生活援護課

	歳入科目
収入事務	民生費雑入/生活保護費過年度戻入金
	民生費雑入/緊急援護費等返還金
	民生費雑入/非課税世帯等臨時特別給付金過年度返還金

	契約件名又は歳出科目
支出事務	町田市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業業務委託
	町田市生活保護受給者及び生活困窮者等に対する就労準備支援事業業務委託
	要介護認定調査委託料
	生活保護管理事務に係る役務費(調査手数料)
	生活困窮者自立支援事業に係る扶助費(住居確保給付金)

契約事務	契約件名
	町田市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業業務委託
	町田市生活保護受給者及び生活困窮者等に対する就労準備支援事業業務委託
	要介護認定調査委託料

障がい福祉課

収入事務	歳入科目
	民生費雑入/手当・医療等返還金
	民生費雑入/過年度返還金
	民生費雑入/自立支援給付費返還金

支出事務	契約件名又は歳出科目
	障がい者支援センター運営業務委託(忠生地域)
	町田市障がい者緊急一時保護事業委託
	障害福祉業務総合支援ソフト賃貸借

契約事務	契約件名
	障がい者支援センター運営業務委託(忠生地域)
	町田市障がい者緊急一時保護事業委託
	障害福祉業務総合支援ソフト賃貸借

財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額(円)
	車両	2009	1,450,000

### 3 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

○収入事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 債権の金額及び発生時期の確定が不明確になるリスク	ア 調定は、その根拠となる法令、契約等に適合しているか
	イ 調定期限及び手続は適正か
	ウ 前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その期限は適正か
	エ 納入通知は適正に行われているか
(2) 不適正な債権管理が行われるリスク	ア 収入の消し込みは適正に行われているか
	イ 滞納状況と、その理由を明確に記録しているか

	ウ 督促、催告及び時効の更新手続は適時適正に行われているか
	エ 不納欠損処理は適時適正に行われているか
	オ 指定納付受託者による納付手続及び指定公金事務取扱者による収納手続は適正に行われているか
(3) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 収入金等の現金は適正に保管、管理されているか
	イ 現金に係る帳簿は適正に作成され、管理されているか
	ウ 金銭出納員や現金取扱員等責任ある職員による適正な管理が行われているか

○支出事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不正・不要な支出が行われるリスク	ア 支出命令に係る事務は適正か
	イ 支払方法及び時期は適正か
	ウ 予算目的に反する支出はないか
(2) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 前渡金は適正に保管、管理されているか

○契約事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不適正な契約を行うことにより市に損害を与えるリスク	ア 明らかに市が不利となる契約となっていないか
	イ 予定価格は合理的な基準に基づき適正に設定されているか
	ウ 契約手続は適正か
(2) 契約における透明性、競争性が確保されないリスク	ア 業者選定は適正に行われているか
	イ 随意契約による場合、その理由は適正かつ合理的か、また、手続は適正か
(3) 契約が適正に履行されないリスク	ア 契約書・仕様書に基づき履行されているか
	イ 履行の確認は適時適正に行われているか

## ○財産管理事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 財務諸表の資産の正確性が確保できないリスク	ア 重要物品は適正に管理され、備品台帳と一致し実在しているか
	イ 重要物品の現況確認体制は確立しているか

### 4 監査の実施内容

関係書類の閲覧及び担当職員に対する質問、また、現金等の取扱いや重要物品について実査を行った。なお、監査の対象について、内部統制の運用状況の検証も併せて実施した。

### 5 監査の期間及び実施場所

2025年12月1日から2026年3月27日まで町田市庁舎で監査を実施した。

### 6 監査の結果

監査を実施したところ、おおむね適正に事務が執行されていると認められた。

なお、一部の改善、検討を要すると思料される事項について、町田市監査基準第14条に基づき、対象部の長から弁明、見解等を聴取したので、指摘及び意見を以下に述べる。

【指摘】とは、是正・改善を必要とする事項であり、【意見】とは、改善の検討を要望する事項である。

## 地域福祉部生活援護課

### <収入事務>

【指摘】過年度戻入金の調定手続については、町田市会計事務規則等にのっとり、適正に行うべきもの

地方自治法第231条では、普通地方公共団体の歳入を収入するときは、これを調定しなければならないと定め、町田市会計事務規則第20条第1項では、課長は、歳入を収入しようとするときは、所属年度、歳入科目、納入すべき金額等の調査決定（調定）をしなければならないと定めている。

また、町田市会計事務規則第21条第1項では、課長は、歳入の調定をしたときは、調定書により直ちに会計管理者に通知しなければならないと定め、同条第2項では、当該収入の原因となる個別の業務により債務者及び納入の実績を管理している場合については、調定書における債務者を省略して会計管理者に週末又は月末等

に取りまとめて通知することができる」と定めている。

生活保護費過年度戻入金に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、生活保護に係る業務システム（以下「業務システム」という。）において管理している生活保護費過年度戻入金について、業務システムにおける収入未済額（当該システムにおける調定額から納付額を控除した額）と財務会計システムにおける収入未済額（会計管理者に調定の通知がなされた額から納付額を控除した額）が一致せず、財務会計システムの収入未済額が過少となっていた。その原因として、会計管理者への調定通知の漏れが一部確認されたものの、不一致の原因の全容は不明な状況であった。

主管部課によれば、これまで業務システムと財務会計システムの金額の照合を定期的に行っておらず、決算時点においても両システムの間で金額の一致を確認していなかったとのことであった。また、本件差異の発生原因として、業務システムと財務会計システムにおける処理方法や処理の時期の違い等が考えられるが、長年の累積もあり、確認作業を進めているものの原因の全容解明には至っていないとのことであった。

町田市会計事務規則が調定の通知を会計管理者へ義務付けているのは、会計管理者が適正に出納を把握し、管理するためであり、最終的に決算の調製を行う上でも不可欠な手続である。

市では、会計管理者への調定通知を財務会計システムで行うこととしており、業務システムで個別の債権管理を行う場合も、その実績は、会計管理者への調定通知を通じて、財務会計システムに正確に反映されなければならない。

財務会計システムと業務システムとの不整合を放置し、その原因さえ把握できていない状態は、決算数値の正確性及び信頼性を損なうものであり、財務規律の観点から看過できない。

主管部課においては、財務会計システムと業務システムとの不整合の原因の確認作業を進め、財務会計システムの数値を適切に処理する必要がある。また、再発防止に向けて、不整合が業務手順の誤りや人為的なミスに起因する場合は、業務マニュアルや業務体制を見直すとともに、定期的な突合作業によりシステム間の整合性を確保し、会計管理者への適正な調定通知を徹底しなければならない。

主管部課は、町田市会計事務規則等にのっとり、調定手続を適正に行うべきである。

**【指摘】支給決定の取消し及び調定手続並びに督促については、町田市緊急援護費支給要綱、町田市会計事務規則、町田市私債権管理条例等にのっとり、適正に行うべきもの**

町田市緊急援護費支給要綱第6では、緊急援護費（以下「援護費」という。）の支

給を受けた者が、第6各号のいずれかの事由に該当するときは、市長は、支給決定を取り消し、支給した援護費の全部又は一部を返還させることができると定めている。

地方自治法第231条では、普通地方公共団体の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定め、町田市会計事務規則第20条第1項では、課長は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、債務者、納期限及び納入場所の調査決定（調定）をしなければならないと定めている。そして、町田市会計事務規則第21条第1項では、課長は、歳入の調定をしたときは、調定書により直ちに会計管理者に通知しなければならないと定め、同条第2項では、当該収入の原因となる個別の業務により債務者及び納入の実績を管理している場合については、調定書における債務者を省略して会計管理者に週末又は月末等に取りまとめて通知することができるように定めている。

また、町田市私債権管理条例第6条では、市長等は、私債権について、履行期限までに履行しない者がいるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないと定めている。

緊急援護費等返還金に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、次のような事例が見受けられた。

- (1) 支給決定の取消し及びそれに伴う返還金の調定が行われないうまま、受給者に納入通知書を交付し、援護費を返還させていた。
- (2) 援護費は、業務システムで、納入すべき金額、債務者、納入状況等を管理しており、会計管理者への調定の通知は、1か月分を取りまとめて通知しているが、本来、通知する額である納入すべき納入通知書の合計額と会計管理者への調定の通知額が一致していなかった。
- (3) 援護費の返還に係る未収金について、督促が行われていなかった。

主管部課によれば、(1)については、事務を失念し、(2)については、会計管理者への調定の通知は、収納された金額についてのみ行い、(3)については、返還の請求はしていたものの、督促はしていなかったとのことであった。

援護費を返還させるに当たっては、その社会保障的性質を踏まえ、取消事由や返還請求額等について慎重に検討したうえで、町田市緊急援護費支給要綱に定める支給決定の取消しをしなければならない。調定は、この適正な支給決定の取消しに関する書類に基づき行わなければならない。納入すべき金額、債務者、納期限等の債権の内容を精査したうえで、会計管理者への調定の通知及び納入義務者への納入の通知を行わなければならない。

そして、会計管理者への調定の通知は、課長から通知された納入すべき金額と納入義務者から納入された金額を会計管理者において突合することで、出納を適正に

管理するためのもので、最終的に決算の調製を行う上でも不可欠な手続である。この通知に漏れがあると、会計管理者において、収入未済額を把握できず、最終的な決算数値が不正確なものとなる。調定による納入すべき金額は漏れなく通知し、会計管理者において、適正な出納の管理と決算調製が行えるようにしなければならない。

また、督促は、納期限までに納付されないとき、期限を指定し納付を促す行為で、時効の更新の効力を有するものである。債権管理において不可欠な手続であり、適正に行わなければならない。

主管部課は、町田市緊急援護費支給要綱、町田市会計事務規則、町田市私債権管理条例等にのっとり、支給決定の取消し及び調定手続並びに督促を適正に行うべきである。

## 地域福祉部障がい福祉課

### <収入事務>

**【指摘】過年度戻入金の調定手続及び督促については、地方自治法施行令にのっとり、適正に行うべきもの**

地方自治法施行令第160条では、歳出の誤払い又は過渡しによる戻入金で出納閉鎖後に係るものは現年度の歳入としなければならないと定めている。

そして、町田市では、出納閉鎖後の戻入金について、現年度の歳入として調定を行うこととしている。

また、地方自治法施行令第171条では、普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないと定めている。

自立支援給付費返還金に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、2024年度（前年度）の自立支援給付費の過渡しにより同年度に返納請求したもので、出納閉鎖時点において返納がないものについて、2025年度（現年度）に歳入として調定が行われておらず、また、履行期限までに履行がされていないにも関わらず、督促がなされていなかった。

主管部課によれば、業務が繁忙であったことに加えて、自立支援給付費の過渡しについては、通常、翌月以降の給付費と相殺し、返納請求することがまれであったため、手続を失念していたとのことであった。

出納閉鎖時点において返納がないものは、速やかに現年度の歳入として区分するとともに、未納状況等を適切に把握し、督促等により債権管理を行う必要がある。

主管部課は、地方自治法施行令にのっとり、適正に過年度戻入金の調定手続及び督促を行うべきである。

## 地域福祉部生活援護課及び会計課

### <支出事務>

**【指摘】 予算執行については、町田市支出負担行為手続規則等にのっとり、適正に行うべきもの**

地方自治法第208条第1項では、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると定め、同条第2項では、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないと定めている（会計年度独立の原則）。また、地方自治法第235条の5では、普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖すると定めている。

町田市支出負担行為手続規則第7条及び別表第1では、役務費（手数料）及び委託料について、支出負担行為として整理する時期を原則として契約を締結するときとし、数量、金額等が確定して初めて支出負担行為額が定まる単価契約等は請求のあったときと定めている。

生活保護管理事務の役務費（調査手数料）及び要介護認定調査委託料に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、次のような事例が見受けられた。

#### （1）銀行残高照会等調査手数料

2025年3月に受領した調査結果及び請求書により数量、金額等が確定していたが、本来2024年度予算に係る支出負担行為として整理し、遅くとも出納整理期間内に支出命令及び支払いを行うべきところ、2025年度予算に係る支出負担行為として整理し、支出命令及び支払いを行っていた。

#### （2）要介護認定調査委託料

2025年3月に契約を締結し、履行が完了した業務で、同年5月に請求書を受領したが、本来2024年度予算に係る支出負担行為として整理し、出納整理期間内に支出命令及び支払いを行うべきところ、2025年度予算に係る支出負担行為として整理し、支出命令及び支払いを行っていた。

主管部課である生活援護課によれば、これらの事例は、年度替わりの業務集中時期に、会計年度の区別が適切に行われないうまま、誤って翌年度の予算で処理がなされたとのことであった。また、支出命令の審査を担当する会計課は、支出負担行為として整理する時期の不備、支出命令の内容と添付書類の不整合等を看過し、主管部課へ返戻すべき支出命令を返戻しなかったとのことであった。

これらの事例は、本来支出すべき年度に支出負担行為を整理せず、翌年度予算から支出したものであり、会計年度独立の原則に反する不適切な事務処理である。本来属すべき会計年度とは異なる年度の予算から経費を支出することは、単年度の収支を歪め、計画的な予算執行を妨げる要因となる。地方自治法の規定に基づき、市では、予算執行の適正を確保するため、執行を担う主管部課による支出命令と、独立した立場からそれを審査する会計課による二段階のチェック体制を構築してい

るが、これらの事例では、この両段階における確認機能が十分に果たされなかった。

主管部課は、契約締結時期、履行完了時期及び請求書の受領時期を的確に把握した上で、支出負担行為及び会計年度所属区分を適切に整理し、出納整理期間内に支出処理を完結させるよう、適正な予算執行に努めなければならない。

また、会計課は、支出命令の審査に際し、添付書類との整合性や会計年度の所属区分を厳格に照合し、支出負担行為の整理時期に疑義がある場合には主管部課へ確実に返戻するなど、独立した審査機関としてのチェック機能を強化しなければならない。また、再発防止に向け、改めて適正な支出手続の全庁的な周知について検討されたい。

主管部課は、町田市支出負担行為手続規則等にのっとり、予算執行を適正に行うべきである。また、会計課は、支出命令の審査を適正に行うべきである。

## 地域福祉部福祉総務課、生活援護課及び障がい福祉課

### <契約事務>

**【指摘】** 契約の履行確認については、町田市契約事務規則等にのっとり、適正に行うべきもの

地方自治法第234条の2第1項では、普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないと定めている。また、町田市契約事務規則第45条第2項では、課長は、検査を行った結果、合格と認めたときは、その旨を記載した書類（以下「合格証等」という。）を作成しなければならないと定めている。

要介護認定調査委託料に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、合格証等が作成されていなかった。

主管部課である生活援護課によれば、報告書の確認事務と支出命令事務の担当者を分けていたが、合格証等の作成については、互いに相手の担当事務と誤認し、漏れていたとのことであった。

また、「私にもできる 心のバリアフリーハンドブック みんなが暮らしやすいまちをつくろう」印刷、町田地域における地域福祉コーディネーター業務委託、町田市生活保護受給者及び生活困窮者等に対する就労準備支援事業業務委託及び町田市障がい者緊急一時保護事業委託に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、実際の検査日と異なる日付で合格証等が作成されていた。

主管部課である福祉総務課、生活援護課及び障がい福祉課によれば、納品内容に不備があり再検査を行ったにもかかわらず、合格証等には当初の検査日を記載する等、誤った認識により日付を遡って処理をしていたとのことであった。

契約の履行が適正に行われたことを客観的に確認できるようにするためには、合格と認めた日付を記載した合格証等を作成しなければならない。

また、課内で事務分担を行うのであれば、担当事務を明確にして漏れを防ぐとともに、互いに進捗を確認できる連携体制を構築することも必要である。

主管部課は、町田市契約事務規則等にのっとり、契約の履行確認を適正に行うべきである。